

令和6年2月16日

総務部人事課内部統制室

内線：2173

直通：092-643-3082

担当：大谷、木下

## 職員の処分について

本日付で、下記のとおり職員の処分を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 被処分者

朝倉県土整備事務所 技術主査 しんやま 新山 よしかず 孝和（41歳）

#### 2 事実の概要

被処分者は、令和6年1月10日（水）午後8時頃に久留米市内の駐車場で缶酎ハイ（500ml）1本を飲酒し、その後、同市内の飲食店に徒歩で移動し、午後11時頃から翌日11日（木）の午前3時頃まで焼酎2合程度を飲酒した。

午前3時30分頃、酒気を帯びた状態で自家用車を運転し、三井郡大刀洗町内のコンビニエンスストア駐車場で仮眠していたところ、警察から職務質問を受け、アルコール検査により呼気から基準値を超える測定値（0.5mg/l）が検出された。

このことについて、警察の任意捜査が行われ、本日、道路交通法（酒気帯び運転）違反の容疑で送致された。

#### 3 処分内容

免職